

受講にあたっての注意事項、修了、延期、免除、回復手続き等について

令和2年度更新講習受講対象者への配布資料

1	受講前の注意事項	P2
2	受講後の手続き	P3
3	教員免許更新制（修了、延期、免除、回復）について	P3
4	修了、延期、免除、回復の申請手続きについて	P4
5	終了の手続き（講習30時間修了後）	P5
6	延期の手続き	P6
7	免除の手続き	P7
8	回復の手続き	P8
9	手数料の納入方法、授与証明書について	P9
10	その他	P9

（問い合わせ先）

○「更新講習の受講申し込み、受講手続き、講習内容について」

長崎県教員免許状更新講習連絡協議会事務局（長崎大学内）

（TEL）095-819-2872 （FAX）095-819-2873

○「制度の内容、受講資格の確認等、免許の更新手続等、延期・免除について」

長崎県教育庁教職員課 職員・免許班

（TEL）095-894-3334 （FAX）095-894-3473

※新免許状所持者の方については、「修了」を「更新」と読み替えてください。

受講前の注意事項 — 以下のことを必ず確認して受講願います。 —

- 1 受講前は、必ず長崎県教員免許状更新講習HPの「受講案内」、「シラバス（講習の内容）」及び「お知らせ欄」をご覧ください。（HPは「長崎県教員免許状更新講習」で検索してください）

講習のなかには、事前に準備していただく講習があり、シラバスに掲載されていますので、早めに確認し、準備しておいてください。

（「シラバス」の掲載場所は、長崎県教員免許状更新講習HPの「開設講習一覧」→「県内の地図」→「講習名」となっています。）

講習会場や使用教室に変更が生じた場合には、長崎県教員免許状更新講習HPの「お知らせ欄」に掲載されますので、受講前に必ず確認ください。

2 受講当日の持参物等について

受講当日は、「受講票」、「シラバス掲載の準備物（該当があれば）」をご持参ください。（厳守）

※「受講票」は、長崎県教員免許状更新講習HPから各自で印刷してください。

遅刻は、原則として認められませんのでご注意ください。

なお、台風等により、講習を中止する場合は、長崎大学事務局から受講者本人が事前登録したメールアドレスへのメールなどにより連絡し、長崎県教員免許状更新講習HPにも掲載されます。

3 サービスの対応

長期休業中等や授業時間の割り当てのない時間等における講習の受講について、サービスの取り扱いが必要な場合は、「職専免」となります。

なお、私立学校（園）等の場合は、それぞれの学校（園）等のサービス基準によります。

4 講習実施前日まで又は講習当日に受講ができない場合の連絡について

欠席される場合は、事前に長崎大学事務局へ連絡をお願いします。

（長崎大学事務局 TEL 095-819-2872）

5 講習変更等について

講習変更等については、講習の運営にも影響があるため、生じないようにお願いしたいところですが、やむを得ない場合は長崎大学事務局へ「受講申込講習の変更届」を提出してください。

手続き方法については、長崎県教員免許状更新講習HPの「各種届出」をご覧ください。

6 県立学校が会場の場合

上履き、下履き入れの袋等をご持参ください。

7 駐車場について

駐車場が確保できない会場や、駐車場が不足している会場がありますので、シラバスをご確認ください。

受講後の手続き

○受講者は、講習修了後に事後評価を行ってください。
受講した講習ごとに、それぞれ受講者の事後評価が必要です。
(操作方法は、長崎県教員免許状更新講習HP掲載の「操作マニュアル」の28頁)

○履修認定を確認する方法
受講後3か月以内に試験の結果を、長崎県教員免許状更新講習HPに表示します。
(操作方法は、長崎県教員免許状更新講習HP掲載の「操作マニュアル」の32頁)

※修了確認期限(有効期間の満了の日)が令和3年3月31日の方は、30時間分の講習を受講修了していても、令和3年1月31日までに免許の更新手続きを行わなければ、免許が“失効”しますので、必ず更新手続きを行ってください。

教員免許更新制(修了、延期、免除、回復)について

○修了、延期、免除、回復の詳細な内容は、長崎県教育庁教職員課HP「教員免許更新制について」に掲載していますのでご覧ください。

修了、延期、免除、回復の申請手続きについて

各種申請手続きの概要は以下のとおりですが、長崎県教育庁教職員課HPに掲載しています。様式については、「長崎県 教員免許における各種申請様式」で検索してください。

(修了、延期、免除の申請手続きを行う期限)

①令和3年3月31日が修了確認期限の方

(受講期間：平成31年2月1日～令和3年1月31日)

旧免許状所持者

(※平成21年3月31日以前に取得した免許状を所持する方)

- ・教諭、養護教諭の免許状所持者

生年月日が、昭和30年4月2日～昭和31年4月1日の方

昭和40年4月2日～昭和41年4月1日の方

昭和50年4月2日～昭和51年4月1日の方

新免許状所持者

(※平成21年4月1日以降に授与された免許状のみを所持している方)

- ・令和3年3月31日が有効期限となっている方



令和3年1月31日までに書類を提出してください。

②令和4年3月31日が修了確認期限の方

(受講期間：令和2年2月1日～令和4年1月31日)

旧免許状所持者

(※平成21年3月31日以前に取得した免許状を所持する方)

- ・教諭、養護教諭の免許状所持者

生年月日が、昭和31年4月2日～昭和32年4月1日の方

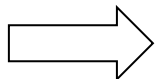
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日の方

昭和51年4月2日～昭和52年4月1日の方

新免許状所持者

(※平成21年4月1日以降に授与された免許状のみを所持している方)

- ・令和4年3月31日が有効期限となっている方



令和4年1月31日までに書類を提出してください。

(回復手続きを行う期限)

修了確認期限を過ぎた旧免許状所持者（平成21年度以前に教員免許状を取得した者）で更新講習の受講が修了し、更新（＝回復確認）の手続きを行う場合。更新講習の履修認定の日から2年2ヶ月以内に手続きを行うことが必要です。

※新免許状所持者の方は、手続きを行わないまま、有効期間満了日を過ぎると失効します。（回復手続きを行うことはできません。）

修了の手続き（講習30時間修了後）

講習を30時間修了し、大学から「免許状更新講習修了（履修）証明書」が送付された後、以下の書類を提出し、修了手続きを行ってください。

①旧免許状所持者…更新講習修了確認申請書（様式第4号）

新免許状所持者…有効期間更新申請書（様式第1号）

②3,300円分の手数料（県の収入証紙）

販売所は「長崎県 証紙売りさばき人」で検索

③大学が発行する30時間分の履修証明書（原本）

④所有している全ての免許状の写し（原本証明不要）

※「全ての免許状の写し」とは、小一種免許状と小二種免許状の両方をお持ちの場合、小一種だけではなく小二種も提出が必要ということです。

免許状を紛失している場合は、授与証明書の写し（原本証明不要）

⑤戸籍抄本等（原本）【該当者のみ】

免許状や授与証明書、履修証明書等が旧本籍地または旧氏名の場合、免許状等に記載の旧本籍地・旧氏名と、現在の本籍地・氏名が全て確認できる戸籍抄本等。

※2回以上戸籍の異動がある方は、その異動が確認できるものが必要。

学校（園）に勤務している方は、履歴書で旧本籍地・旧氏名と、現在の本籍地・氏名が確認できる場合、戸籍の代わりに履歴書の写し（所属長の原本証明必要）を提出することができます。

⑥過去に手続きを行っている場合、各証明書の写し【該当者のみ】

過去に更新手続きや延期手続きを行っている場合は、以下の証明書の写し（原本証明必要）

- ・更新講習修了確認証明書または有効期間更新証明書
- ・修了確認期限延期証明書または有効期間延長証明書
- ・免許状更新講習免除証明書または有効期間更新証明書（免除申請によるもの）
- ・回復確認証明書

申請内容と証明書に記載の内容に変更がない場合は、④および⑤は提出不要

所属長原本照合の例（写しの余白に以下の証明を行う）

原本と相違ないことを証明します。 令和■年■月■日 ●●●立●●●学校 校長 ▲▲ ▲▲	公 印
---	-----

⑦返信用封筒

A4が入る角型2号の封筒に120円切手を貼付。

延期の手続き

延期できるのは、申請手続きをする時点において現職教員（臨時的任用含む）であり、延期の条件に該当する場合です。延期の条件は、長崎県教育庁教職員課HPに掲載の「**教員免許更新制について**」を参照ください。以下の書類を提出し、延期申請を行ってください。

①旧免許状所持者…修了確認期限延期申請書（様式第6号）

新免許状所持者…有効期間の延長申請書（様式第3号）

②1,700円分の手数料（県の収入証紙）

販売所は「長崎県 証紙売りさばき人」で検索

③延期事由が確認できる書類の写し（原本証明が必要）

育休や休職を事由とする申請の場合は、辞令の写し

※上記の場合、育休中、休職中にしか延期手続きはできません。

④所有している全ての免許状の写し（原本証明不要）

※「全ての免許状の写し」とは、小一種免許状と小二種免許状の両方をお持ちの場合、小一種だけではなく小二種も提出が必要ということです。

免許状を紛失している場合は、授与証明書の写し（原本証明不要）

⑤戸籍抄本等（原本）【該当者のみ】

免許状や授与証明書、履修証明書が旧本籍地または旧氏名の場合、免許状等に記載の旧本籍地・旧氏名と、現在の本籍地・氏名が全て確認できる戸籍抄本等。

※2回以上戸籍の異動がある方は、その異動が確認できるものが必要。

学校（園）に勤務している方は、履歴書で旧本籍地・旧氏名と、現在の本籍地・氏名が確認できる場合、履歴書の写し（所属長の原本証明必要）を提出することができます。

⑥過去に手続を行っている場合、各証明書の写し【該当者のみ】

過去に更新手続きや延期手続きを行っている場合は、以下の証明書の写し（原本証明不要）

- ・更新講習修了確認証明書または有効期間更新証明書
- ・修了確認期限延期証明書または有効期間延長証明書
- ・免許状更新講習免除証明書または有効期間更新証明書（免除申請によるもの）
- ・回復確認証明書

申請内容と証明書に記載の内容に変更がない場合は、④および⑤は提出不要

⑦返信用封筒

A4が入る角型2号の封筒に120円切手を貼付。

延期申請の時期は、事例により異なる場合もありますので教職員課 職員・免許班へお尋ねください。

免除の手続き

免除できるのは、以下①又は②に該当の方です。免除の手続きを行うことにより、免許が更新されます。

免除の申請手続をする時点において、

- ①校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、管理主事、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う職である者
- ②文部科学大臣優秀教員表彰受賞者（修了確認期限前の10年の期間内に受けた場合で、優秀教員表彰を受けた後の1回のみが免除の対象となります）

※県教育委員会等の優秀教員表彰は対象となりませんので注意願います。

①旧免許状所持者…免許状更新講習免除申請書（様式第7号）

新免許状所持者…有効期間の更新申請書（免除申請によるもの）（様式第2号）

②3,300円分の手数料（県の収入証紙）

販売所は「長崎県 証紙売りさばき人」で検索

③免除事由が確認できる書類の写し（原本証明が必要）【該当者のみ】

文部科学大臣表彰を受けたことを理由とする場合は、表彰状の写し

④所有している全ての免許状の写し（原本証明不要）

※「全ての免許状の写し」とは、小一種免許状と小二種免許状の両方をお持ちの場合、小一種だけではなく小二種も提出が必要ということです。

免許状を紛失している場合は、授与証明書の写し（原本証明不要）

⑤戸籍抄本等の原本【該当者のみ】

免許状や授与証明書、履修証明書または表彰状が旧本籍地または旧氏名の場合、免許状等に記載の旧本籍地・旧氏名と、現在の本籍地・氏名が全て確認できる戸籍抄本等。

※2回以上戸籍の異動がある方は、その異動が確認できるものが必要。

学校（園）に勤務している方は、履歴書で旧本籍地・旧氏名と、現在の本籍地・氏名が確認できる場合、履歴書の写し（所属長の原本証明必要）を提出することができます。

⑥過去に手続を行っている場合、各証明書の写し【該当者のみ】

過去に更新手続きや延期手続きを行っている場合は、証明書の写し（原本証明不要）

- ・更新講習修了確認証明書または有効期間更新証明書
- ・修了確認期限延期証明書または有効期間延長証明書
- ・免許状更新講習免除証明書または有効期間更新証明書（免除申請によるもの）
- ・回復確認証明書

申請内容と証明書に記載の内容に変更がない場合は、④および⑤は提出不要

⑦返信用封筒

A4が入る角型2号の封筒に120円切手を貼付。

回復の手続き

修了確認期限を過ぎた旧免許状所持者（平成21年度以前に教員免許状を取得した者）で更新講習の受講が修了し、更新（＝回復確認）の手続きを行う場合。

- ・講習を30時間修了し、大学から「免許状更新講習修了（履修）証明書」が送付された後に回復の申請手続きを行います。
- ・更新講習の履修認定の日から**2年2ヶ月以内**に手続きを行うことが必要です。

①回復確認申請書（様式第5号）

②3,300円分の手数料（県の収入証紙）

販売所は「長崎県 証紙売りさばき人」で検索

③大学が発行する30時間分の履修証明書（原本）

④所有している全ての免許状の写し（原本証明不要）

※「全ての免許状の写し」とは、小一種免許状と小二種免許状の両方をお持ちの場合、小一種だけではなく小二種も提出が必要ということです。

免許状を紛失している場合は、授与証明書の写し（原本証明不要）

⑤戸籍抄本等（原本）【該当者のみ】

免許状や授与証明書、履修証明書が旧本籍地または旧氏名の場合、免許状等に記載の旧本籍地・旧氏名と、現在の本籍地・氏名が全て確認できる戸籍抄本等。

※2回以上戸籍の異動がある方は、その異動が確認できるものが必要。

学校（園）に勤務している方は、履歴書で旧本籍地・旧氏名と、現在の本籍地・氏名が確認できる場合、戸籍の代わりに履歴書の写し（所属長の原本証明必要）を提出することができます。

⑥過去に手続きを行っている場合、各証明書の写し【該当者のみ】

過去に更新手続きや延期手続きを行っている場合は、以下の証明書の写し（原本証明必要）

- ・更新講習修了確認証明書
- ・修了確認期限延期証明書
- ・免許状更新講習免除証明書
- ・回復確認証明書

申請内容と証明書に記載の内容に変更がない場合は、④および⑤は提出不要

⑦返信用封筒

A4が入る角型2号の封筒に120円切手を貼付。

手数料の納入方法について

手数料は、修了・免除・回復 3,300円、延期 1,700円です。

(複数の免許状をお持ちの場合でも、上記の金額です)

- ・ **長崎県収入証紙** (修了・免除・回復3,300円、延期1,700円) 分
を申請書の所定の箇所に貼付する。(印紙ではありませんので注意願います)
長崎県収入証紙の販売所一覧は長崎県教育庁教職員課HPに掲載
「長崎県 証紙売りさばき人」で検索

免許状授与証明書について (免許状を紛失している場合)

- 長崎県教育委員会から免許状を授与されている場合
授与証明書申請の様式等は、長崎県教育庁教職員課HPに掲載
「長崎県教育委員会 授与証明書」で検索 ※ 発行には10日前後お時間を頂くことがあります
- 長崎県教育委員会以外で授与された免許状をお持ちの方
免許状を授与された都道府県教育委員会にお尋ねください。

その他

(更新等が行われたことの証明書の発行)

修了、免除、延期、回復手続きの申請をされた後、県教育委員会から約3か月以内に、証明書を発行しますので、証明書は紛失しないよう教員免許状と一緒に保管をお願いします。紛失された場合、再交付は行いません。

なお、各都道府県に保存されている免許状の原簿についても、免許状の更新等が行われた旨の手続きを県の教職員課が行います。

(ホームページ (再掲))

○長崎大学のHP

- 受講案内・・・・・・・・・・ 長崎県教員免許状更新講習HP「受講案内」
- シラバス (講習の内容)・・・・ 長崎県教員免許状更新講習HP「開設講習一覧 (シラバス)」→「県内の地図」→「講習名」
- 講習会場や使用教室の変更・・・・ 長崎県教員免許状更新講習HP「お知らせ欄」
- 受講者の講習変更等の手続き・・・・ 長崎県教員免許状更新講習HP「各種届出」
- 受講後の手続き・・・・・・・・ 長崎県教員免許状更新講習HP「操作マニュアル」

○長崎県教育委員会のHP

- 修了、延期、免除、回復の申請手続き・・・・長崎県教育庁教職員課HP「教員免許更新制」
- 修了、延期、免除、回復の申請様式・・・・長崎県教育庁教職員課HP「教員免許における各種申請様式」で検索